

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 令和5年度決算における北九州市健全化判断比率等の公表【財政・変革局財務部財政課】

2

◇ 公営競技局

- 資格要件を付与した公募型プロポーザル方式による特定調達契約の手續の開始【公営競技局競輪事業課】

4

北九州市告示第 375 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算における北九州市の健全化判断比率及び資金不足比率について公表する。

令和 6 年 9 月 5 日

北九州市長 武内和久

1 健全化判断比率（令和 5 年度決算）

（単位：％）

区分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率	10.1	25.0
将来負担比率	143.2	400.0

備考

- （1） 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載した。
- （2） この表において「早期健全化基準」とは、法第 2 条第 5 号に規定する早期健全化基準をいう。

2 資金不足比率（令和 5 年度決算）

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	20.0
卸売市場特別会計	—	
渡船特別会計	—	
港湾整備特別会計	—	
産業用地整備特別会計	—	
漁業集落排水特別会計	—	
空港関連用地整備特別会計	—	
市民太陽光発電所特別会計	—	
上水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
交通事業会計	—	
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	
公営競技事業会計	—	

備考

- （1） 資金不足額がない場合は、「—」を記載した。
- （2） この表において「経営健全化基準」とは、法第 23 条第 1 項に規

定する経営健全化基準をいう。

北九州市公営競技局公告第33号

応募者に資格要件を付与した公募型プロポーザル方式による地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約の手続を次のとおり開始する。

令和6年9月5日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量 小倉競輪実施事務等の包括委託一式
- (2) 履行の内容等 提案事項説明書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和12年3月31日まで（契約締結日から令和7年3月31日までは事務作業期間とし、契約金額の支払いは同年4月1日から令和12年3月31日までの60箇月とする。）
- (4) 履行場所 公営競技局長が指示する場所

2 参加資格

(1) 応募者の体制と資格要件

ア 応募する事業者は、次の資格要件をいずれも備えていること。

(ア) 競輪実施事務等について、北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(イ) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく警備業の認定を受けていること。

イ 複数の事業者によって構成される共同事業体の参加は認めない。ただし、アの（イ）に該当しない事業者（以下「非警備事業者」という。）については、同要件を満たす事業者（以下「警備事業者」という。）とのみ共同事業体を結成して応募することができる。その場合、共同事業体を構成する事業者（以下「構成員」という。）の数は2者までとし、構成員の資格要件は次のとおりとする。

(ア) 非警備事業者については、競輪実施事務等について有資格業者名簿に記載されている者であること。

(イ) 警備事業者については、警備業法第4条の規定に基づく警備業の指定を受けていることのほか、警備業について有資格業者名簿に記載されている者であること。

(2) 応募者の制限

この公告の日から契約締結日までの間に、応募者（構成員を含む。）が次のいずれかに該当した場合は、当該応募者を失格とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合
- イ 自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第3条第2項各号の規定に該当する場合
- ウ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合
 - (ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないとき。
 - (イ) 法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (オ) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- エ 本市から指名停止措置を受けている場合
- オ 経営不振の状態（破産手続、会社更生手続等の手続開始の申立てがなされたとき、特別清算手続又は会社整理手続が開始されたとき、銀行取引停止処分がなされたとき等）にある場合
- カ 納付すべき国税及び地方税を滞納している場合
- キ 本市と現在係争中の場合
- ク 事業者の選定に関して、自己の有利になる目的のため、小倉競輪実施事務等の包括委託事業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）の委員及び所管局への接触等の働きかけを行った場合
- ケ 他の団体の応募を妨害した場合
- コ 応募に関して、応募者の不正な行為が明らかになった場合

(3) その他

ア 失格事由の該当の有無について、関係する官公署に照会を行うことがある。

イ 資格審査の結果、管理運営能力が明らかに欠けていると判断される場合は、他の項目の評価を待たずに失格となることがある。

3 事業者募集要項等の配布、説明会の開催及び提案書等の提出

(1) 募集要項等の配布

ホームページからダウンロードすること。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kouei-kyougi/329_00014.html

(2) 募集要項等に係る説明会

ア 場所 北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号
小倉競輪場会議室（北九州メディアドーム）

イ 日時 令和6年9月19日 午前9時30分

(3) 施設見学

ア 場所 北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号
小倉競輪場

北九州市若松区赤岩町13番1号

サテライト若松

イ 日時 令和6年9月19日 説明会終了後

(4) 参加申込書の提出等

応募者は、提案書等の提出に先立って、参加申込書を必ず提出しなければならない。

ア 提出場所 北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号
北九州市公営競技局競輪事業課

イ 提出期間 この公告の日から令和6年9月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 参加申込書の提出は、持参、書留郵便又はE-mailによるものとする（郵送の場合は、令和6年9月30日必着とする。）。

(5) 応募に関する質問及び回答

ア 提出場所 第4号アの場所と同じ。

イ 提出期間 令和6年9月19日から同年9月30日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 質問書 質問書は、指定様式により、1問につき質問書1枚を使用すること（様式はコピー可）。電話及び口頭での質問は不可とし、持参、FAX又はE-mailのいずれかの方法によるものとする。

エ 回答書 回答は、FAX又はE-mailにより、回答書ですべての応募者に質問内容と併せて伝えるものとする。

オ その他 質問内容が選定事務等に係るものについては受け付けない。

(6) 事業提案書の提出等

ア 提出場所 第4号アの場所と同じ。

イ 提出期間 令和6年10月9日から同年11月5日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 提案書の提出は、持参又は書留郵便によるものとする（郵送の場合は、令和6年11月5日必着とする。）。

4 事業予定者選定方法

(1) 事業者の選定方法は公募型プロポーザル方式による。

(2) 事業者の選定は、学識経験者等の外部委員から構成する業者選定委員会において審査し、順位を決定する。

(3) 業者選定委員会では、応募者により提出された提案書の書類審査を実施する。

(4) 応募者によるプレゼンテーション、ヒアリング等を実施し、書類審査と併せた結果により選定する。

5 包括委託契約締結の協議等

(1) 前項の方法により選定された第1位の事業予定者と市が、提案事項に沿って契約内容についての協議を行い、双方が合意に至った場合に契約を締結するものとする。

(2) 第1位の事業予定者と市との協議において、双方が契約内容について合意に至らなかった場合は、市は第2位の者から順次協議を行うことがある。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とする。

ア この公告に示した参加資格のない者が応募した場合

- イ 参加申込書及び事業提案書等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出した事業提案書と異なる内容のプレゼンテーションをした場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 著しく信義に反する行為があった場合
 - カ 一の応募者が複数の事業提案書を提出した場合
 - キ 同一事項につき、2通り以上の提案がなされた場合
 - ク 共同事業体の構成員のいずれかが、他の共同事業体の構成員として重複して参加した場合
 - ケ その他募集要項等に違反すると認められた場合
- (3) 詳細は、事業者募集要項等による。
- (4) 契約書の要否 要
- (5) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市公営競技局競輪事業課

〒803-8501 北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号

電話 093-941-0945

ファックス 093-931-1747

電子メール kouei-keirin@city.kitakyushu.lg.jp

7 Summary

- (1) Nature of Service to be procured:
Enforcement office work of The Kokura Bicycle Race Business
- (2) Deadline of Tender (in Person and by mail)
5:00p.m., November 5, 2024
- (3) For further information, please contact: Bicycle Racing Division,
Municipal bicycle and Boat Racing Bureau, City of Kitakyushu,
3-1-1 Mihagino, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city 802-0065 JAPAN
TEL 093-941-0945